

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成29年1月18日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

松竹株式会社

代表取締役社長 迫本淳一

東京都中央区築地4-1-1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都松竹第三ビル

京都市中京区新京極通四条上ル中之町557番

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,126㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日

平成27年8月24日

(5) 変更する理由

閉店し、建物を取り壊すため。

3 届出年月日

平成28年12月26日

(産業観光局商工部商業振興課)